

北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）の一部改定について

令和4年（2020年）10月1日以後の入札日から適用する北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）において、以下の項目を改定する。

【改定概要】

項目	概要	改定頁
1 （Ⅰ本文） 用語の定義	JIS規格 誤植 旧）日本工業規格 ⇒ 新）日本産業規格	I -1-1-7
2 （Ⅰ本文） 工事の着手	諸基準類と整合を図るため、特記仕様書に定めた場合を除き、着手期限を廃止する。 旧）受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 新）受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	I -1-1-11
3 （Ⅱ土木工事施工管理基準） 管理項目及び方法 3. 品質管理	「1-12 施工箇所が点在する工事について」と内容が重複しているため廃止する。 旧）（5）施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 新）廃止	Ⅱ -1-6
4 （Ⅱ土木工事施工管理基準） 3 品質管理基準 48 側こう構造物工 49 コンクリートブロック	適用にあたり、関係協会と調整が必要と判断したため、10月1日適用を廃止する。 旧）試験項目：圧縮強度試験 試験時期・頻度、適用の詳細は共通仕様書による。 新）廃止	Ⅱ -3-94 (L)(R)

- する。
23. 「工事帳票」とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
 24. 「確認」とは、工事監督員が契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
 25. 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
 26. 「施工検査(以下「検査」という。)」とは、契約図書に示された項目について、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が臨場等により、出来形、品質、数値等を確認することをいう。
 27. 「段階確認」とは、契約図書に示された施工段階において、工事監督員が臨場若しくは机上により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
 28. 「工事完成検査」とは、検査員が契約書第30条、第36条、第37条に基づいて受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。
 29. 「検査員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事完成検査を行うために発注者が定めた者をいう。
 30. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは、工事監督員の承諾した品質をいう。
なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。
 31. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
 32. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
 33. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。)、又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。
 34. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
 35. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
 36. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
 37. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。
 38. 「現場代理人」とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取組み及び契約関係実務を処理する受注者の代理人をいう。
 39. 「SI」とは、国際単位系をいう。
 40. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
 41. 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。

- (3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-1-11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買取したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-12 工事の着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

1-1-1-13 工事の下請負

1. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

令和4年(2022年)10月1日以後の入札より適用(一部改定)

II 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般

ア 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)

イ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

(3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

(4) 品質管理の結果については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ 土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「○個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない・・・」等の記述がある場合には、これによるものとする。

1-8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-9 履行報告

1. 履行報告については、受注者から提出される工事工程表(標準様式第23号)及び施工計画書に記載されている計画工程表、次頁に示す履行報告書によること。
2. 受注者は、履行報告(予定)について、完成月までの予定工程を履行報告書に記載し、工事監督員に、履行報告(実績)の初回報告時に提出すること。
3. 受注者は、履行報告(実績)について、履行報告書に実施工程を記入し、工事監督員に、毎月提出すること。
4. 履行報告書は、工事施工協議簿に添付する等して提出することとする。
5. 受注者は、施工計画書に記載されている計画工程表と実施工程が大きく変更となる場合、実施工程表等を工事監督員に提出すること。なお、提出様式については任意とする。
6. 上記1～5によりがたい場合は、履行報告の方法について、工事監督員と受注者で協

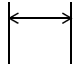


令和4年(2022年)10月1日以後の入札より適用(一部改定)

II 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準

廃止

II-3-94 (L) (全ページ貼替)

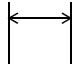
のりしろ 

令和4年(2022年)10月1日以後の入札より適用(一部改定)

II 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準

廃止

II-3-94 (R) (全ページ貼替)

 のりしろ

(3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-1-11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、當繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-12 工事の着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

1-1-1-13 工事の下請負

1. 受注者は、工事の下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

ア 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)

イ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

- (3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。
- (4) 品質管理の結果については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ 土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「〇個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない……」等の記述がある場合には、これによるものとする。

1-8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-9 履行報告

1. 履行報告については、受注者から提出される工事工程表(標準様式第23号)及び施工計画書に記載されている計画工程表、次頁に示す履行報告書によること。
2. 受注者は、履行報告(予定)について、完成月までの予定工程を履行報告書に記載し、工事監督員に、履行報告(実績)の初回報告時に提出すること。
3. 受注者は、履行報告(実績)について、履行報告書に実施工程を記入し、工事監督員に、毎月提出すること。
4. 履行報告書は、工事施工協議簿に添付する等して提出することとする。
5. 受注者は、施工計画書に記載されている計画工程表と実施工程が大きく変更となる場合、実施工程表等を工事監督員に提出すること。なお、提出様式については任意とする。
6. 上記1~5によりがたい場合は、履行報告の方法について、工事監督員と受注者で協議して決定することとする。

(3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-1-11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、當繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-12 工事の着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

1-1-1-13 工事の下請負

1. 受注者は、工事の下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

ア 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)

イ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

- (3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

- (4) 品質管理の結果については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ 土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「○個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない……」等の記述がある場合には、これによるものとする。

1-8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-9 履行報告

1. 履行報告については、受注者から提出される工事工程表(標準様式第23号)及び施工計画書に記載されている計画工程表、次頁に示す履行報告書によること。
2. 受注者は、履行報告(予定)について、完成月までの予定工程を履行報告書に記載し、工事監督員に、履行報告(実績)の初回報告時に提出すること。
3. 受注者は、履行報告(実績)について、履行報告書に実施工程を記入し、工事監督員に、毎月提出すること。
4. 履行報告書は、工事施工協議簿に添付する等して提出することとする。
5. 受注者は、施工計画書に記載されている計画工程表と実施工程が大きく変更となる場合、実施工程表等を工事監督員に提出すること。なお、提出様式については任意とする。
6. 上記1~5によりがたい場合は、履行報告の方法について、工事監督員と受注者で協議して決定することとする。